大館市政だより
第四十二号
毎月1回発行
大館市役所
発行所秋田県大館市
編集兼発行人
田村正六

合併地区の苦情要望をきく会開催

――七地区市政懇談会の成果――

市長は三十二年度の予算編成上の参考とするため、又合併後の各地区の実情を知るために、去る一月十一日から十六日まで、長木地区を皮切りに、釈迦内、十二所、下川沿、真中、二井田、上川沿の順に、地区別市政懇談会（苦情、要望をきく会）を開催しました。

当日は各地区の実情にあかるい協力員に出席していただき、市政に関係のあるあらゆる問題について、いろ〳〵語ってもらいました。

「火災復興は火災復興事業計画にもとづいて進め、合併の際に新市建設五ヶ年計画にもられた諸条件は、それと並行して逐次実施してゆく方針である。……」と合併地区に対する新市建設計画は、変らないことを言明しました。

市長は懇談会の席上、「火災復興は火災復興事業計画にもとづいて進め、合併の際に新市建設五ヶ年計画にもられた諸条件は、それと並行して逐次実施してゆく方針である。……」と合併地区に対する新市建設計画は、変らないことを言明しました。

四日間にわたる懇談会は各地区共に、「新市一体、すみよい大館市にしようという雰囲気がみなぎれていました。

市長と市民が、ストーブを囲んで気軽に話しあうという地区懇談会に臨行した広報子は、正直のところ、「味のない？市政だよりをくばるよりはこの方がより有効でないか。」といったぬぐえきえうました。

懇談会に持ち出された要望で、数地区又は全地区に関係するものとしては、次のようなのがありました。「」内は市長の説明要旨。

◎道路の新設を＝「市全体の道路交通計画とにらみあわせて、県道として認定又は新設が必要である」とすれば県に働きかける市道として新設の必要のあるものは、逐次着手していく方針である。

尚山館――曲田間の道路は失対事業として、予算を計上し、真中――二井田間の麓西線は、昨年同様工事を継続する。この外に、獅子ケ森――長木間の道路が完成すれば一応市域内でバスの通らない地区はないことになる。

◎道路、橋の修理を＝「昨年、道路補修の能率化をはかって、ダンプカー、砂利採機をかって、工事を進めていたが、中途で火災復興に転用してしまった。たしかに道路の荒隔個所もめだつてきたので、夏期用は二月一杯で一応打切り、雪消えと共に、昨年の残った地区及び甚だしくこわれている箇所から、機動力を集中して、整備することにしたい。

◎橋の修理については、開伐材を利用し橋梁材にかりもどけている。尚、橋成木の腐朽を防止するためにクレオソートのプール（槽）を設けて、それに浸したものをつかうことにしていきたい。又セキ橋の補修用として、昨年から試作をつゞけていたコンクリートアーチ橋が強度に自信のあるものが出来たので今後はそれをつかつていくことにしたい。

◎橋の新設を＝「二井田橋は本格的な設計を急いでいる」。

◎部落電話の架設を＝「三十一年度分としては、下代寺、別所、濃岩、川口等に架設申請をしている。そのうちに着工されると思う。尚このような箇所を一昨年度毎に逐次架設することにしたい。

◎消防施設の充実＝「一丁目に分遣所をたてる。合併各地区には、可搬式の小型ガソリンポンプを、出来るだけ沢山配置したい。一応の計画としては三十三年度でもつて、全主要部落に対し一台は配置することにしたい。防火槽も例年並につくつていきたい。」

◎街灯の増設と料金の軽減を＝街灯は出来るだけ設置したいと思つている。たゞ毎月の維持料金については、どうしても地元負担を考えてもらわないとむずかしいと思う。」

◎農業技術指導員の増員方を＝「末消的な農業技術の指導よりも、むしろ、農業経営の基礎であるところ土地改良を推進することが、より大事であると思う。そのための農業を設計等の出来る技術者を、換地おいて、各土地改良区の委託をうけて、土地改良事業に附帯する一切の設計などをしてやりたい」

◎虻、蚊駆除の指導強化を＝例年通り継続実施していきたい。

◎公民館、保育所の新設を＝逐次整備していきたい。三十一年度でもつて、真中公民館、支所及び釈迦内保育所をつくることにしたい。

◎農業高校の新設を＝「生徒数の点で不足が懸念されるが、設置の可否については、よく研究してみなければならない。

◎農業所得税（国税）の軽減方を＝「政府でも一千億減税の線で、軽減の方向にあるが、ほんとうに不合理な課税方法であれば市としても関係方面へ要望することにしたい」

◎青果市場の早急設置＝「布地買収の話し合いが決定次第、盛土、建設にかかりたい。

その他、各地区別の要望中、主なものとしては次のとおりです。（）内は市長

◎長木地区＝大館、小坂間の有料道路促進、不可能ならば県道工事の早急完成方の強力要請・二三男対策として工場の誘致促進（工場誘致の立地的条件として、布地、用水、労働力、電力といつたものが揃わないと、簡単には出来ない。目下進行中の経済総合調査の結果にもとずいて、適地産業の振興に努力したい。）

◎釈迦内地区＝本線踏切の立体交叉化の促進（事業費の見込七千万円である）実現に努力したい）・本通りの道路巾拡張方・沼館遊路の花輪線ガード拡張方・沼館本通りの水路土管の取替・鉄道横断水路に調節水門の取付・商人宿に貯水槽設置・板子石に月二回清掃車を巡回・板子石打込消火栓の設置不足

◎十二所地区＝公衆浴場の早期新築（布地は鉄道と交渉中であるが、値段の折り合いがつかないでいる。そのうちに地質調査の結果により、大口径のボーリングをなし、その上で決定）・大館地区へ清掃夫の配置・火葬場の設置・墓原間道路の整備

◎下川沿地区＝農協の肥料の解決方促進・引欠川の改修促進・

◎二井田地区＝犀川、引欠川の改修促進・二井田中学校の屋内体操場の新築・米代川改修の潰地の解消方促進

◎上川沿地区＝土地改良区に対し市補助金の交付方・中山、山館の比内通学問題の解決促進

◎真中地区＝赤石―鷹巣間の県道新設の促進・田中橋岡端及び小橋の永久橋化・大倉鉱山の鼻水処理の解決方促進・引欠川の改修促進・

◎二井田地区＝犀川、引欠川の改修促進・二井田中学校の屋内体操場の新築・米代川改修の潰地の解消方促進

【写真】上川沿支所における懇談会

市役所各課案内 ③

民生課

課長　竹内福造

＝民生課＝

この欄には皆様が市役所をお尋ねになられるときの参考に市役所各課室が何をにあつ、どんな仕事を、どんな人員構成でやっているかを紹介して参りましたが、今回はその三回目、民生課について知せいたしましょう。

市役所の正面玄関を入りますと、すぐ右側に一階事務室があります。事務室の扉を開けて中に入りますと一番手前が商工課、次ぎに福祉事務所を兼ねて、ほぼ中央附近が民生課です。

民生課は保険係、厚生衛生係の二係で構成されその所掌事務を大別すると

▼保険給付に関すること▼保険税の賦課に関すること▼保健衛生に関すること▼社会福祉に関すること▼公営住宅に関すること▼福利厚生施設に関すること▼国民年金に関すること

となつています。

民生課にはこれら事務を処理するため事務職員二一名（課定数廿一名）でこれに当つております。次に二係の事務内容についてみますと、

◆保険係

①国民健康保険事業の企画運営②保険税の賦課調定③保険給付及び施設に関すること④日雇労働者健康保険に関すること⑤国保組合設立の認可及び指導⑥国保事業の趣旨普及⑦その他国民健康保険に関すること⑧課内の庶務に関すること

◆厚生衛生係　十一名

①市営住宅の運営管理、②市営住宅入居者の選考③市営住宅使用料の賦課調定④公益質屋に関すること⑤飛傷病者、戦没者遺族援護法による障害年金及び弔慰金の支給に関すること⑥元軍人軍属及び遺族の恩給に関すること⑦引揚者及び復員者に関すること⑧災害救助及援護物資に関すること⑨公園の維持管理⑩運動場の維持管理⑪その他厚生に関すること⑫衛生思想の普及昂揚⑬伝染病予防⑭伝染病患者の取扱に関すること⑮各種予防接種⑯妊産婦及び乳幼児の保健指導⑰風族及び虫害駆除⑱狂犬病予防⑲塵芥処理及び汚物処理並に清掃に関すること⑳墓地及び火葬場に関すること㉑埋火葬の許可㉒場及びへい獣埋設地に関すること㉓公共便所に関すること㉔環境衛生に関すること㉕その他保健衛生に関する事項となつています。

◆厚生衛生係　十名

生課をお尋ねになればいゝわけです。

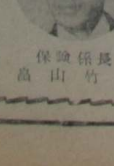

厚生衛生係長　小田春二

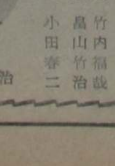

保険係長　竹内浩

課長　竹内福造
筆頭係長　畠山哲治
厚生衛生係長　小田春二

特産オルガン誕生！

＝木工業に新分野開拓＝

木工業振興策の一環として当市で製生したオルガンこと昨年六月に楽器の生産が計画されてから半年余り、今度その一つであるオルガンの販路開拓に努力いたしたが市内の某工場において完成され、愈々市販されることになりました。このことは当市の木工業界に新しい分野を開拓するものとして、まことに心強い限りです。

従来某古屋、浜松地域以外には生産されていない楽器が、当市においてもその生産の可能性が立証されたことは、ほんとうに喜ばしいことです。

およそ、楽器の生産量は音楽の普及度により決るものと考えます。戦後我国において、音楽は飛躍的に普及発達し、戦争放棄、文化国家として邁進しつゝある我国の生産こそ平和産業の一つとしてその前途は実に明るいと思います。

昭和三十二年度 新入学児童数

学校別入学児童数は一、六一三名となつている

▼桂城小学校＝二三〇、▼城南＝二一二、▼有浦＝一三三、▼釈迦内＝一九四、▼沼館分校＝二一▼雪沢＝四二、▼長木＝九五、▼川口＝七〇、▼片山＝三〇、▼古館＝五八、▼上川沿＝三一、▼二井田＝八一、▼杉沢＝二六、▼真中＝七二、▼成章＝一六六、▼曲田分校＝二〇、▼葛原分校＝二一、計一、六一三名。

所得税の確定申告期限は三月十五日から二月十六日まで

▼とくに罹災者の方に＝災害を受けた方（事業を廃止される方は、必ず確定申告書を提出して下さい。

今年もまた昨年分の所得税の確定申告の時期が参りました。確定申告の期間は二月十六日から三月十五日までとありますので、納税する方は勿論つて期限内に申告書を提出して下さい。

確定申告の提出がないとこの軽減免除が受けられないことになりますから必ず御提出願います。

なお昭和三十一年以前において罹災された方で確定申告書を提出しておられる方が、そのようなことはありません。

お期限内に納付出来ない理由のある方には、徴収ゆう予の制度がありますので早やかに手続をして下さい。

次に昨年中に大火災風水害、（火災のほか震害、盗難等を含みます）によつて、損害を受けられた方（事業所得者のほか給与所得者等全部が含まれます）は所得税の確定申告をすることにより軽減の大きい方は所得税が今場数年間（罹災の年を含め四ヶ年以内）軽減、免除され、ますから確定申告書を申告期限内に提出して下さい。

確定申告の提出がないとこの軽減免除が受けられないことになりますから必ず御提出願います。

なお昭和三十一年以前において罹災された方で確定申告書を提出しておられる方が、そのようなことはありません。

細部につきましては確定申告該当者に税務署から直接書面を差上げますので早やかに手続をして下さい。

次に昨年中に大火災風水害、（火災のほか震害、盗難等を含み

（大館税務署）

町ごと・職場ごと納税貯蓄組合をつくりましょう

貯金をしながらゆうゆう完納

こうすれば税金が知らないうちにおさめられる。……市では今度、納税貯蓄組合法による、市民の納税組合を、全町内、部落毎につくつてもらうため、専任係を配して、税務署、県税事務所と連絡をとり、これを促進することにしました。

国税、県税、市税という区別はあつても、納める側からいえば、同じ一つの財布です。市が納税組合の結成を促進するのも、いわば市民が「らくに税金をおさめることができる」ようにするため、国県市税の三つを共にあつかい、同時に余剰金の一部を貯蓄にまわし、やがては双方がとくをするような、余裕綽々たる豊かな資金をもつ組合を、沢山ふやしていこうというところに、その目標があるわけです。

それでは納税貯蓄組合はどうしてつくり、どんな特典があるのでしょうか。

◎組合をつくるには？

町内（部落）又は職場単位に、発起人が組合への加入希望者をとりまとめ運営方法、代表者、組合経費の分担といつた規約をとりきめ、なるべく市長へ届出をする。（知事税務署長でもよい）

◎組合でする仕事は？

1 組合員の税貯金の取りまとめとその預入
2 組合員名儀の通帳保管
3 組合員の税金納付を金融機関に委託する（組合員が自分で納めてもよい）

要は組合員の納税資金を貯蓄斡旋する事です。

◎組合の運営方法は？

1 銀行（相互を含む）信用組合、労働金庫、農協等の中から一つ又は二つを選定する。
2 市長（知事、署長）から交付された証明書を添えて組合員の納税資金を預入れる（組合員名儀）組合名儀や代表者名儀の一括的な貯蓄は過失防止のため禁じられている。
3 組合員の加入脱退は制限されない。又組合名で組合員の課税についての関与はできない。

◎組合に対する特典は？

1 組合預金の利子には課税されない。但し半年内に税金以外に使うため五万円以上引出しがあつたときは、この限りでない。
2 組合事務に用いる書類等には印紙税が課せられない。
3 組合の諸経費に対して別表のような基準で、補助金が交付される。

以上が納税貯蓄組合のあらましであります。

市では前にも申上げましたように、専任係員（一ノ関）を配して、組合設立促進計画によつて、順次に各町内（部落）又は職場等を巡回訪問の上、より詳細な説明と組合設立の相談等にあたることになつておりますから、その節はよろしくお願い致します。

	組合員	10人～19人	20人～49人	50人～99人	100人～199人	200人～499人	500人以上
国	補助金	1組合に付年 2,000円	〃 2,600円	〃 4,000円	〃 6,000円	〃 8,000円	〃 10,000円
		年2回に分割交付					
県	奨励金	組合員の完納県税額の $\frac{5}{1000}$ の額			但しこの総額は納税額の $\frac{3}{100}$ の額を限度とする		
	補助金	組合員数 × 30円の額					
市	奨励金	イ 納期内に完納した市税額の100分の2の額 ロ イ以外で年度内に完納した市税があれば，その額の100分の1の額 ハ 新規加入組合員で6ケ月以上組合員となつて市税を完納した場合その年度1回に限り 1人につき20円					
	補助金	20人～30人 1人人に付年20円	31人～40人 30円	41人～50人 40円	51人～60人 50円	61人以上 55円	
	設立補助金 新規設立のとき1回限	基本500円 1人につき 10円	基本 900円 1人につき 20円		基本 1,200円 1人につき 20円		

扶養と親孝行

秋田地裁大館支部

憲法の掲げる理想の下に民法の親族、相続編が改正され、実施されたのは、昭和二十三年一月一日で今年はちようど十年目である。しかし、十年を経た今日でも、新民法の精神とその内容については、まだ一般に理解のたりない点があるようである。

その一つが親子の間の扶養の問題である。「新民法になつてから子供が親のめんどうをみないようになつた」とか、「民法が変つたので親不孝が増えてこまつたものだ」といわれるのをよくきく。

実際、終戦後は経済的にも逼迫し、世相も悪くなつて、人はそれぞれ自分の生活に精一杯であつたから、そのような子供の例もあつたであろうけれども、それは新民法のせいでもなく、まして新民法が悪いのではない。現に民法は扶養の問題について、相当詳細な規定を設けているのである。

民法は、祖父母、父母、子孫というような直系血族間及び兄弟姉妹の間に互に扶養する義務を定めているしまた、とくになんらかの事情のある場合には、叔父、叔母と甥姪、嫁としうと、兄弟姉妹の配偶者などの間にも家庭裁判所は扶養の義務を認めることができるものとしている。

扶養する者の順位、その方法やていどについては、その場合場合によつて、当事者の話し合いできめてよいわけであるが、もし話し合いがなければ、家庭裁判所できめることになる家庭裁判所では、各人の家庭の状況などをよく調査しもつとも適当と思われる調停をし、調停ができないときは審判によつてきめる。

ところが、現実の社会では、この民法のきめていることでさえ、十分行われにくい場合があるようである。戦後の私たちの家庭はこれらの親族間の扶養はもとより老年の父母の面倒をみることさえ困難な場合が多いので、ずい分家庭裁判所に持ち出される事件が多い。

全国の家庭裁判所に持出される扶養請求事件は、昭和三十年の一カ年間に審判調停を合せて二四八四件にのぼつている。これらの事件で扶養を求められる側の者、すなわち扶養義務者の生活ていどは、上、中、下の三段階にわけてみると中の階層に属する者が七七％で、月収の点からみれば一万円以上三万円以下という家庭が大部分をしめている。

旧い民法の下では、親のめんどうは長男がみるのが当然と考えられていたが、新民法では子はすべて平等に親の遺産を相続するかわりに、親に対して平等に扶養を負うこととなり、とくに長男の特別の責任がみとめられなくなつた。そこで老いた親のめんどうをみる責任者が明瞭でなくなつたので一般に誤解をまねくことになつたのであるが、民法の規定によれば、扶養義務はむしろ強められたといつてよいであろう。しかし、法律のきめている扶養義務は、道徳の最少限度のものであつて、この義務をつくすだけでは道徳上孝行息子としてほめるわけにはいかない。私たちは、最少限度の義務が法律上どのように定められているかを知るとともに、社会人として守るべき道は民法の規定以上のところにあることを考えなければならない。

民法できめられた扶養義務者にも資力がなく、親族間の力ではどうしても養いきれないという場合は、福祉事務所に申請して国家から生活扶助を受ける道もひらけているが、これは最後の手段である。福祉国家としてずいぶん進んでいる英国でも、親族間の扶養でやりきれない場合だけ国家が世話をするということになつているし、このことは社会主義国家であるソ連なども同様であつて、むしろソ連では親族間の扶養義務を強制する方法としてはわが国よりもはるかに厳格な制度をとつているのである。

水道工事九割進む

十ケ月払の給水申込み歓迎

世の中が進むにつれて社会生活も日増に向上し都市における市民生活には水道の利用は不可欠のものとなつて参りました。

本市においても市民待望の水道建設工事が一昨年の十月着手せられましたが、他に類例のない急速度で進捗し、本月現在では給工事量の九割迄出来上つており、現在約六百五十戸の給水（含申込中）をしておりますこれも市民皆様の御協力の賜物であり厚く御礼申上げます。本市も愈々先進都市の仲間入りをし、文化的生活への第一歩を踏み出したことを皆様と共に喜ぶものであります。

就いては建設工事の進捗と共に水道利用者の増加を図るべく努めておりますが、昨年中の火災等もあつてから利用者の増加が必ずしも芳しい状態ではありません。

尚皆様も充分御承知の通り水道の建設には多額の工事費が投資されておりますし、その始んどが起債（借入金）補填している状態ですので今後の運営上是非とも市民の皆様に、この水道を利用して戴きたいのです。

皆様も既に御承知とは存じますが、水道の必要性と利点について二、三申上げてみたいと思います。

まづ第一に時間と労力の無駄がはぶけること。

これは台所の蛇口をひねるだけで勢のよい水が気持よく〳〵ますから労力を費さずに風呂にしても大体四分以内にて満たされるので主婦にとつては労力と時間の節約になりますので、この余剰時間と労力を他の仕事に振り向けることができます。第二には衛生上安心して使用出来ます。

水道の水は長木川の伏流水を汲み上げて更に滅菌装置にて細菌を殺してありますので井戸で往々みうける様な病源菌や極度の鉄分が含まれている様なことがありませんから安心して使うことが出来ます。特に人間の身体の七割は水分と云われておりますので水質の良否で健康が左右されると言うことは言をまたないところであります。

第三に洗濯の汚れが早くきれいに仕上ります。

従来の井戸水と違い鉄分の赤みがつく様なことがなく洗濯等も気持よく苦にならずに楽しく出来る様になります。

第四に初期消火に役立ちます。

火事は最初の五分間が一番大切だと云われておりますが本市の水道は特に水圧がありますから家庭用の蛇口から出る水にても容易に初期の消火に役立ちます。

その他にもいろ〳〵便利があります。

こんな便利で衛生的な水道が一般家庭で一日約八円足らずで使うことが出来るのです。例へば一月に煙草（ピース）六ケ位の節約で水道料が済みます。

次に給水設置工事費ですが最近金属類の高騰が影響しておりますが本管より引込み、家庭の台所まで十五米以内として凡そ一万二千円前後の工事費となつております。

この外に設計手数料が工事費の百分の二と材料検査手数料の三百円位は掛ります。市では皆様の便宜を考えまして分割払込みの方法も行つておりますから御利用して下さい。

尚払込みの種別によつて工事費や設計手数料の割引等を行つておりますので詳しい事は水道課へお尋ね下さい。

前にも申述べた通り事業の運営上給水戸数においても建設工事の進捗と並行に進めたいと思つております。

目下次の日程によつて、水道に関する移動相談所を開設し普及宣伝を行つております。どうかこの機会に出来るだけ御利用、御相談の上区域内の全戸もれなくこの水道を利用していただき文化生活の基盤を築いて下さるようお願い致します。

次に割引方法の大要を申上げますと

〇一時払込みについては設計手数料全額免除し市工事部分の労力費を五割引としてあります。

〇三回払込みについては設計手数料を八割引とし市工事部分の労力費を四割引にしてあります。

〇六回払込みについては設計手数料を五割引とし市工事部分の労力費を三割引としてあります。

〇十回払込みの場合は、前記の割引特典はつかないことになつております。

〇尚この割引は家庭専用栓のみで消防官公庁用その他には適用されないことになつております。相談所日程

二十一日～二十三日＝一心谷地町、二十四日～二十六日鍋町、新町、南町、田代町台、二十七日～二十八日＝桜町、相生町、大館、東町中学校通り、市議会議、片

各区域の適当な場所へテントを張つて相談所を設けています。

伐採許可申請書は二十四日まで

◎届出伐採

杉　あかまつ　からまつ　緒 ｝5636 4651｛ 年以上の立木を伐採する場合その六十日前に届出でる。

◎許可伐採

届出伐採樹令以下の立木伐採には年二回

前期＝一月二十五日～二月二十四日

後期＝六月一日～六月三十日

の間に許可申請をする。

新入学児童を持つ皆様へ

本年四月新しく小学校へ入る子供さん方は壱千六百十三名あります。身体検査も終られ、いよ〳〵学校へ行く準備をされておることと思います。

親として子供への期待も非常に大きいものと思います。「白がねもこがねも、たまも何せんに、まされる宝子にしかめやも」と詠んだ古人がありますが、まさにその通りだと思います。

その子供さん方をあずかる学校側の責任も亦大でありますが、学校側としてはもうすつかり準備が出来ております。安心していらして下さい。

これから入学前及び入学直後のいろ〳〵なことについてのべて見たいと思います

1 身体が大丈夫か

入学前検査をやつたわけですが、お医者さんに悪いといわれた所は入学前に出来るだけなおしておいて、トラホーム皮膚病などは他の子供にも伝染しますので完全になおして学校にいれるようにして下さい。

2 学校へ一人で行けるかどうか

昔の一年生とちがつても心配けいりません。入学式にお父さんかお母さんと一緒に行つたら、翌日からはお友達と行けるようにさせて下さい。最近の一年生は大部分が幼稚園や保育園にかよつていますので、入学前に集団生活にもなれておりますし、心配はいりません

3 どれ位べんきようをしてくればよいか

ひらかなで自分のなまえを書ければこれにこしたことはありませんが、自分の名前を読める程度で結構です。後の勉強は学校へ入つてから先生に教えていただきますから、入つてから一生懸命がんばつて下さい。

4 仲よく友だちと遊べるか

一年生に入つた時は非常に内気な子供にも困りますが、反対にあまりわがまゝな子供にも困ります。お友だちの邪魔をするような子供には一番困ります。仲よくお友達と一緒に生活が出来ることが一番大切です。

5 自分のことは自分で出来るか

顔を洗う、自分のねまきをかたづける、仕事をした後の後始末をする、といつたことなど身近かなことは出来るだけ子供さんにやらせて下さい。このことが学校に入つてからも一番大切なことになりますので、今からそのくせをつけておくことをお願いします。

6 子供さんのよい所をほめてやる

学校へ入る入らないは別として何年生であつてもそうしていただきたいのですが、特に新入学児はほめると非常にきげんがよいのです。反対に叱つてばかりおると反抗心がおきてきますので、出来るだけほめてやつて子供のよい所を認めてやつて下さい。

7 学用品について

教科書は市内の文房具店で取扱しますので、入学前に購入して下さい。教科書代は四百五拾円位です。ノートその他の教具は学校へ入つてから先生の方で教えてくれますので、それまで買わないで待つて下さい。

ただ、えんぴつ、ペン入れ、下じき、ランドセルは一定のものでありませんので、入学前に用意して下さい。

以上要点だけ書きましたが学校へ入るということは、子供さんにとつて一つの大きな転換期ですが、学校は中々面白い所です、たくさんのお友達もおり、やさしい先生方も待つております不安な気持を持たないで、元気に学校へいらして下さるようお願いします。

（教育委員会）